

令和7年11月25日

各会員事業者 殿

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

宮城県支部

支部長 高原 博

(支部長印省略)

令和7年度 陸上貨物運送事業(年末・年始)労働災害防止強調運動の実施について

会員の皆様には、平素より労働災害防止にご尽力をいただき感謝申し上げます。

さて、宮城県内の陸運業における令和7年10月末現在の休業4日以上労働災害は234人で対前年17人の減、死亡災害は0人となっております。

災害発生状況を分析してみると、「墜落・転落、転倒」の在来型の災害が約5割を占めており、特にこれから転倒による災害が増加する季節となっていくしますので、事前の防止対策が重要となってまいります。

こうした状況を踏まえ、本年度も「陸上貨物運送事業(年末・年始)労働災害防止強調運動」を下記の内容で実施いたしますので、各会員の皆様には何卒ご理解頂き、労働災害防止に一層のご努力を頂きますようお願い申し上げます。

記

1. 実施期間 令和7年12月1日(月)～令和8年1月31日(土)まで
2. スローガン 「適度なストレッチを習慣に みんなで取り組む腰痛予防」
3. 陸災防協会の実施事項
 - A. 各種安全大会、研修会、個別・集団指導等の実施
 - B. 各種啓発資料を活用した災害防止対策の周知・徹底
 - C. 陸災防労働災害事例生成ツールの活用促進
 - D. 行政との連携、広報等
4. 会員事業場の実施事項
 - A. 経営トップによる職場安全パトロールと労働災害防止について従業員への呼びかけ。
 - B. 安全管理者、安全衛生推進者等による「職場の安全衛生自主点検表」(別紙)により職場の安全衛生点検を行う。(自主点検表はホームページよりダウンロード願います)
 - C. 安全旗の掲揚、安全ポスター・のぼり等の掲示を行う。
 - D. 改正された「荷役ガイドライン」に基づき、荷主等との「運送契約時に必要な連絡調整に係る事項」の文書による取決めや「安全作業連絡書」の活用を図る。
 - E. 定期健康診断の完全実施と事後措置の徹底を図る。

以上

※紙のぼり、安全ポスター等は支部に若干枚数備えてありますので、ご活用願います。